

平成25年川俣町議会第3回定例会会議録

平成25年川俣町議会第3回定例会は、6月7日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 新関善三君	9番 菅野正彦君
10番 黒沢敏雄君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 斎藤博美君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第2号 例月出納検査結果報告について
- 報告第2号 寄附採納報告
- 報告第3号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第4号 平成24年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）
- 議案第47号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第1号 川俣町税条例の一部を改正する条例）（説明）
- 議案第48号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第2号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第10号））
（説明）
- 議案第49号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第3号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号））（説明）
- 議案第50号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第4号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算
（第3号））（説明）
- 議案第51号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第5号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号））（説明）
- 議案第52号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第6号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計補正予算
（第1号））（説明）
- 議案第53号 川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第54号 川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第55号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第56号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第57号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第1号）（説明）
- 議案第58号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（説明）
- 議案第59号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）（説明）
- 議案第60号 平成25年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）（説明）
- 議案第61号 川俣町情報公開審査会委員の任命について（審議採決）

◎表彰伝達

○議会事務局長（佐藤光正君） 開会に先立ちまして申し上げます。

昨日、福島県町村議会議長会定期総会が、福島市杉妻会館で開催されました。その席上、佐藤喜三郎議長が、議長職6年在職の功績によりまして、自治功労者として表彰されました。誠にめでたうございます。

ここで、表彰状の伝達を行います。

斎藤副議長から伝達表彰をお願いいたします。

佐藤喜三郎議長、斎藤副議長、どうぞ前にお進みください。（表彰状伝達）

○議会事務局長（佐藤光正君） 以上で伝達式を終了いたします。

◇

◇

◇

◎職員紹介

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、皆さんおはようございます。

開会前に、4月の人事異動により、本定例会から出席職員が替わりましたので、総務課長より紹介していただきます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 人事異動職員を紹介する。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、皆様に申し上げます。

去る4日の全員協議会において、6番 菅野清一議員から自身の一般質問を一部訂正したい旨の申し出がありました。その取り扱いについて確認いたしました。訂正については、議長が許可すれば、訂正が可能であることとなっておりますので、本件については、その訂正を許可しましたので、ご報告いたします。

ここで、配付書類の確認をいたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 本日、議員各位に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。（資料の確認）

以上、ご説明申し上げましたが、配付漏れはございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議会事務局長（佐藤光正君） はい、ありがとうございます。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、本定例会から議会中継のカメラ操作を株式会社コンピュータービジネスにお願いしましたので、担当者の入場を許可いたしました。

◇

◇

◇

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、平成25年第3回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。 （午前10時06分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） なお、会議を進める前に申し上げますが、本日は大変気温も上がってきておりますので、上着を脱がれる方は、脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 高橋道也君、6番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。石河清君。

○議会運営委員長（石河清君） おはようございます。議会運営委員長の石河でございます。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る6月4日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から13日までの7日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の報告、寄附採納報告などを受けます。その後、一般議案10件、平成25年度補正予算4件について提案内容の説明を受けた後、人事同意1件の審議、採決を行い、午後2時頃散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会の開催をしていただきます。第2日目の8日は土曜日、第3日目の9日は日曜日のため、休会といたします。第4日目の10日、月曜日は議案調査のため、休会といたします。第5日目の11日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時頃散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。第6日目の12日、水曜日は午前10時に本会議を開議し、前日に引き続き、残りの1名の方の一般質問を行い、午前11時頃散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。本定例会最終日であります第7日目の13日、木曜日は、午前10時から議会運営委員会、午前11時から全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後1時に開議し、常任委員長から陳情の審査結果について報告を受けた後、一般議案10件、平成25年度補正予算4件について、質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらをすべて議了して、午後5時頃閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、7日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3，本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。



(「議事進行」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 議長にお尋ねしたいんですが、3月定例会でね議会の委員会条例を変更してますね。変更の内容はもう議長の責任でやったんだから分かっていると思うんですが、改めて申し上げますと、第5条、議員は少なくとも1つの常任委員となるものとする。2、常任委員及び議会運営委員は、会期のはじめに、議会において選任するという、この会期のはじめに選任するということを3月議会で改正したんですね。会期とは何かと言え、議会運営規則の中の第5条が、会期なんですね。毎会期のはじめに、議会の議決で決めると。ただいま7日間の会期と決めましたんですね。そうすると、この条例改正においては、会期のはじめに、常任委員及び議会運営委員を決めなくちゃならない。選任しなくちゃならないことになって来るんですよ。で、この選任が行われたのかどうなのか私は分かりませんので、それをお尋ねしたい。議会の構成の問題ですから、ほかの議案に先立って、これをきっちりさせないと、議会は開けないものと私は解釈しておりますので、その件について議長にお尋ねしたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） あの遠藤議員に申し上げます。

このことは、会期のはじめということは、改選後の初議会という解釈で、これはあくまでも4年とするということになっております。そういうことで、改正された今回初議会という意味ではないという解釈で、間違いないということを確認しております。

はい、遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そうするんですよ、会議規則で会期というのは何かと言え、会期は毎会期のはじめに、議会の議決で決める。会期は招集された日から起算するというのを明確に会期とは何かということも明確にされているんですよ。で、そのまま運営して、議長は、今議会の会期は7日間としますということをちゃんと今言ったわけでしょう。会期のはじめと言ったら、この会期のはじめに選任しなかったらおかしいでしょう。会期という同じ言葉が、議会の運営規則やなんかの中で、4年間だとか7日間だとかって、そんな解釈があるんですか。こんな条例はないはずですよ。我が議会は会議規則に基づいて、会期というのは、第5条でちゃんと明記されているんですよ。これに基づいて、会期は会期のはじめに議会において選任するということは、議会の前に選任しなくちゃならないでしょう、会期の前に。会期が4年間などとは、どこにも書いていないでしょう。勝手な解釈で会議規則を解釈するのは、何でもありの議会になっちゃいますよ。ちゃんとはっきりさせてください。会議規則にちゃんと決まっているでしょう。第5条は、明らかでしょう。毎会期のはじめにと。そして、議長そのものは、今言ったでしょう。会期は、7日間にしますと。今言ったんですよ。そしたら、7日間のはじめに選任しなければならないことに3月議会で改正したんじゃないですか。このことについては、これはお

かしいよと事務局にも私は言っているんですよ。にもかかわらず、審議もしないでそのまま決めたから、実施してくださいと私は言っているんですよ。実施しないまま会議を進めるわけにはいきませんよ。議会の構成上の問題ですから。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、解釈の仕方なんですが、確認をしたところ、会期という解釈は、あくまでも初議会の会期という解釈で良いんだということで、いわゆるうちの町だけでなく、よその議会でもそういうことでやっているという確認であります。

はい、遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） よその議会は関係ないんですよ。うちの議会は、うちの議会の会議規則に基づいてやっているわけですから。会期という考え方が、議長が今、申し上げたように7日間だというふうに言っているのと、この条例では、今、私が指摘した委員会条例の5条では4年だと言うんでしょう。国語的に解釈したって、同じ会期が4年間だとか7日間だとか勝手に解釈したらば、会議規則やなんか何のためにあるんだということになっちゃうでしょう。そんな解釈どこにあるんですか。明確に示してください。会期が4年間だという、その規定が、よその県だとか、国だとか、そんなこと関係ないんです。うちの会議規則でどこで決まっているんですかということなんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） いや、会期でなくて任期は4年間。その任期の4年間のはじめのいわゆる初議会の会期のはじめにという、そういう解釈です。

○14番（遠藤宗弘君） それならば任期と書くべきでしょう。会期だったらば、同じ会期でしょう。国語的に見たって何にしたって、小学生だって分かるんだってこんなこと。

○議長（佐藤喜三郎君） 法令上でそういう表現になっているという説明であります。

○14番（遠藤宗弘君） なってたら、何でこういうふうなことが起こるの。だめだって、そんな勝手な解釈したんでは。同じ言葉が、会議規則では、今、議長言っている今回の会期は7日間です。この7日間が、なんで4年間になるの。会期というのは、同じでしょう。何言っているんだって。ベテラン議長が、こんな解釈したんではだめだって。今、表彰まで受けた人が。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、今、遠藤議員とやりとりしててもあれなので、議会運営委員会を開いて、暫時休議しまして、議会運営委員会を開催して、今、もう1回確認します。これで間違いないということで、私は進めておりますが、なお、議運の皆さんに1回確認してもらおうということで、はっきりさせたいと思います。

はい、遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 議運で確認するうんぬんという問題でないでしょう。事務局との関係でしょう。事務局や議長がどういう解釈して変更したかの問題なんですよ。同じ会期という言葉がね4年間だとか、7日間だとか同じ言葉ですよ。字も何も変わっていない言葉が、条例の中で4年間だとか、7日間だとか、20日間だとかって、そんなことだったら決める価値がないでしょう会議規則やなんかに。だから、

これはなぜそういうふうになったのか、ちゃんと文書で議会に出してもらいたいと思います。言葉尻でどうのこうの私は争うつもりはありません。文書でみんなが理解できるように、ちゃんと指示していただきたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、暫時休議して、ちょっと今、整理して、遠藤宗弘君の疑問に回答したいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議いたします。 （午前10時20分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午前10時37分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤議員の質問の件で、ただいま議員必携の90ページ、常任委員の選任ということで、あのここで資料を配付いたします。（資料配付）

資料を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。（なし）

失礼いたしました。皆さんに資料がまだ届いていない段階で、議員必携の90ページの常任委員の選任ということでありまして、ここで、常任委員の選任は、法の規定では、会期のはじめとなっているが、これは一般選挙後の初議会の会期のはじめを意味するものであるということでありまして、これに基づいて、会期との解釈をしたいと思います。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） それはまあ標準の議員必携の中での解釈でしょう。我が町は、議員必携に基づいて、議員必携は、これはそれなりのちゃんと位置づけをもって理解はしているんですが、会議規則に基づいて、会議はやられているんですね。会議規則の中の第5条で、会期は、毎会期のはじめに、議会の議決で決めるということになっているわけですね。この会期というのは、議長がただいま発言しているように、会期7日間、これは会期7日間なんですよ。でしょう。4年間を通じてやるのであれば、議員必携の中にも書いてあるとおり、任期と書いてあるんですね、4年間を意味する場合は。議員の任期なんですよそれは。任期と会期をごちゃごちゃに理解して、会議規則に委員会条例で会期と決めるのは、全くの間違いでしょう。だから、私は、これ会期のはじめに委員会選任したんですかと。議運の選任はしたんですかと。していないでしょう。だから、間違った解釈で条例を作ったら、それに従わざるを得ないんじゃないですか。だから、間違いなら間違いだとちゃんと正せば良いんですよ。当局ばかりについて、当局がこんな提案をしたら、議会は黙っていないですよ。処分しろと、責任を取れということまでやっているんじゃないですか。議会だからと言って、なんぼ間違っても、それで良いんだということでは、今後の審議の示しがつからないから、こういう間違いを犯したとすれば、間違いだれがどう責任取るんだということまでやって、ちゃんと委員会条例をちゃんと直して、それから進めなかったらおかしいでしょうが。間違いは間違いのままそのまま進める。県や国がこう言ったから、これで良いんだと。良いわけないでしょう。

私の方の町の会議規則は、ちゃんと任期というのはちゃんと明記されているわけだから第5条で。その関係はどうなるんだと。それをどう理解するんですかと、私は聞いているんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 申し上げます。

遠藤議員の解釈になると、そういうことになるんで、それだと毎議会会期が始まるわけだから、毎議会やらなければならないということなんでしょうけども、この改正は、川俣町議会だけじゃなくて、全県の町村議会が、こういう改正に基づいて、このような内容でやっているわけです。だから、うちの議会だけが、これにできないと。この会期は、毎回やらなければならないという解釈をするのかしないのかでありますが、これ議会運営委員会であつと判断したいと思しますので、ここで暫時休議して、議会運営委員会を開催したいと思します。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議します。 (午前10時43分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午前11時11分)

[11番 五十嵐謙吉君 午前11時13分入場]

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員会を開催しましたので、その結果について、議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） ただいまの件につきまして、議会運営委員会で協議をいたしました。その結果、会期のはじめとは、議員必携の表記のとおりであります。一般選挙後の初議会の会期のはじめを意味するものというふうに判断をいたしました。したがって、委員会条例及び会議規則については、現行の表記で問題ないというふうに議会運営委員会として結論を出しましたので、よろしく願います。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長から報告がありましたが、この報告のとおりで異議ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まあ結論は分かっているんです。だって、議運やなんかで審議したうえで、3月議会で決めたんでしょから、今さら変えるわけにいかないと思します。けども、そうだとすればですよ、この第5条に書いてある委員会条例の第5条の会期というのは、任期のはじめを意味するんだということを附則かなんかでちゃんと示しておかないと。これは会議規則の会期となんら変わらない言葉を使っているわけですから、これは理解に苦しみますよ。だから、そこら辺は今さらね間違った言葉を使って決めたのが悪いわけだから、だから、それはちゃんと今議会の最後かなんかに附則として加えるとかなんかとかということをやっておかないと、毎議会ごとにこの質問出ますよ。だから、そこら辺はまあ表彰も受けたベテラン議長なんだから、よく取り計らっていただくようお願いしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、分かりました。遠藤宗弘議員の発言を大事にして、今後、検討してまいりたいと思います。

それでは、議会運営委員長の報告のとおりでございますので、本日の会議は進めさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 本日ここに、平成25年第3回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご参集を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が3件、議案は15件で、内訳といたしまして、「専決処分の報告及びその承認について」が6件、条例改正が4件、平成25年度補正予算が4件、人事案件が1件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、はじめに、町政の主要課題であります東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う山木屋地区における避難指示区域の見直しについて申し上げます。計画的避難区域の山木屋地区全11行政区のうち、乙8区を「居住制限区域」に、ほかの10行政区を「避難指示解除準備区域」とする区域再編案を今週の町議会全員協議会にお示ししたところでございますが、この再編案は、平成24年3月31日時点の空間線量航空機モニタリング結果を基に、見直しを行うものでございます。山木屋地区の復旧・復興に向けた様々な事業を強力に推進し、「マイナス」から「プラス」への復興を加速させ、山木屋地区に対する住民の皆様の実現させるためにも、「計画的避難区域」を見直す必要がございます。この「区域見直し」につきまして、今議会終了後、行政区ごとに説明会を開催し、住民の皆様と十分に協議をいたしまして、共通の理解の下に進めてまいりたいと考えております。また、インフラ復旧や営農再開に向けた準備のため、山木屋地区の復旧・復興を強力に推進する具体的な取り組みをまとめた「山木屋地区復旧・復興事業工程表（第一次案）」も説明会で提示をいたしてまいり考えております。本工程表は、4本の柱で構成し、1つには、「インフラ・生活関連サービスの復旧」、2つには、「安全・安心の確保」、3つには、「地域コミュニティ機能の維持・確保」、4つには、「営農・事業の再生・振興」としており、喪失した生活基盤施設の復旧や住民に安全、安心を与えるための対策、地域コミュニティ機能の維持確保とともに、荒廃を抑制し、保全するための対策、住民の一時帰宅を支援するための対策など、地域を元の姿に戻し、新たな姿を未来につなげることを目標としております。これら工程表による復旧・復興を加速させるとともに、今後も必要な事項については、国に対し、しっかり要望を行いながら、実際の避難指示の解除にあたりましては、インフラの復旧や除染の進捗状況を踏まえまして、山木屋地区の復旧・復興が着実に進んでいるか、といった実態を十分に把握したうえで、改めて山木屋地区住民の皆さん、町議会や関係各機関と協議していくこといたしておりますので、議員各位には一層のご指導、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます次第であります。

ります。

次に、除染事業について申し上げます。環境省が直接除染を行う山木屋地区の除染事業につきましては、本年4月から本格除染が始まる予定でしたが、仮置場の確保などに難航しており、思うような進捗に至っておりませんが、山木屋地区を除く、平成24年度に発注いたしました飯坂地区から小網木地区までの5地区の除染事業につきましては、予算の繰り越しを行い、実施中でありまして、5月末現在の進捗率は、除染実施済箇所数が1,797か所、率にして97.5%でございます。国道・県道の除染を含めまして、仮置場への搬入と遮へい処理は、7月までには完了を予定しております。一方、今年度の事業で実施する福田地区から旧町内までの4地区につきましては、5月末現在のモニタリング調査の進捗率が95.6%となり、除染同意箇所数は2,849か所、率にして52.7%と、順次除染の同意をいただいている状況でございます。除染に伴う除去土壌等の仮置場の確保のため、住民皆様の理解を得るため、行政区や自治会をはじめ、議員の皆様にも特段のご指導、ご支援をいただきながら、お陰さまで各地区の仮置場の確保が進んでいるところでございますが、福田地区と小神地区につきましては仮置場の場所が決定するとともに、その敷地造成工事の発注に至っております。また、鶴沢地区につきましては、「鶴沢地区放射能対策委員会」を立ち上げていただき、住民の皆様への理解を深め、仮置場の確保に向けた取り組みを進めているところでございます。旧川俣地区につきましては、住宅や商店、事業所等が接近しており、仮置場の場所等の確保について、なかなか厳しい状況でございます。これらのことも踏まえながら、広く関係者の皆様と協議のうえ、仮置場の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様におかれましても、更なるご指導、ご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。除染は放射性物質を取り除き、遮へいすることで追加被ばく線量を減らし、安全・安心な生活環境を回復させるための最重要な事業でありますので、仮置場をしっかりと確保し、早期に除染事業の発注を進めてまいりたいと考えております。

次に、農地除染に関しまして、山木屋地区を除く農地の除染事業は、福島県農林地等除染基本方針（農用地偏）に基づいた「川俣町農地除染基本方針」により、実施してまいりました。平成24年度におきましては、農地を所有される皆さんなどの協力をいただき、契約件数で1,344件、農地面積では527.5ヘクタールの除染面積を達成することができました。今年度につきましても、引き続き未実施の農地除染に取り組んでいただくため、5月の中旬に今年度の事業申請を受け付けし、その結果、168件、面積で29ヘクタールの農地除染業務委託の契約を締結することができました。今年度につきましても、いわゆる川俣方式で実施をしてまいりたいと考えております。

次に、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査について申し上げます。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、検査機器を済生会春日診療所に設置し、町内における検診を円滑にスタートさせることができました。

1年に1回は町民の皆さまが必ず受検できるよう、「ホールボディカウンター受検票」を作成し、都合の良い日に測定できるよう、取り組んでいるところでございますが、今年度に入り4月は307人、5月は292人と、ひと月に約300人の受検結果となっております。検査結果では、健康に影響を及ぼす数値が検出された人はこれまでおりませんが、今後も検査実施の周知に努め、多くの町民の皆さまの受検につなげることで、なお一層の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年、町が取得いたしました川俣精練跡地の活用につきましては、「山木屋地区復旧・復興事業の工程表」の第1次案におきまして、避難している山木屋地区住民の安定した住環境を整えるため、復興町営住宅整備の候補地に予定し、関係機関と調整を図っているところでございます。現在、解体工事設計の委託業者により、解体設計業務を進めておりまして、今月中には解体工事の設計業務が完了いたします。今後、建物本体及び付属機器や水槽、煙突などの構築物の解体に加え、土壌調査などを進め、早期に復興町営住宅整備のための敷地造成ができるよう、関係機関等ともよく協議を行いながら、事業を推進してまいります。

次に、大変ご迷惑をおかけしております庁舎建設につきましては、現在、プロポーザル方式による設計業者選定のための準備を進めておりまして、8月下旬には設計業者を決定したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提出議案の要旨につきましてご説明申し上げます。

はじめに、『議案第47号、専決第1号 川俣町税条例の一部を改正する条例』にかかる専決処分の報告及びその承認については、地方税法の一部を改正する法律などが、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。主な改正点は、行政手続条例の適用除外とされてきた不利益処分等の理由の提示についての規定を適用除外から除くとともに、延滞金の利率の引き下げや個人住民税における住宅ローン控除の期間延長・拡充と東日本大震災の被災者に係る住宅ローンを有する場合の特別控除制度の特例適用期限の延長などを行うものでございます。

次に、議案第48号から第52号までの5件につきましては、平成24年度の事業費等の確定により、歳入額及び歳出額の事業費等に変更が生じたため、平成25年3月31日をもって専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案第48号、「専決第2号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第10号）」は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ30億1,939万5,000円を減額し、補正後の予算額を223億5,556万2,000円としたものでございます。歳入では町税を3,091万4,000円、地方交付税を4,645万1,000円、繰入金を1億7,665万4,000円増額する一方、県支出金は、農地除染にかかる交付金が実施面積の確定により大きく減額となったことなどにより、全体で32億2,670万3,000円の減額、国庫支出金もモニタリングポスト設置費や災害等廃

棄物処理事業費の確定などに伴いまして、5,050万円の減額でございます。歳出の主な補正では、物件費が26億9,618万5,000円の減額となり、これは、農地除染にかかる業務委託料や放射性物質検査委託料の減額とともに、仮置場にかかる土地借上料、除染関係の消耗品費の減額などによるものでございます。また、普通建設事業費も除染対策事業費や町道等整備費の確定により、減額となりました。歳入歳出の増減分から歳入の不足額につきましては、財政調整基金から2億329万1,000円の繰入措置を行ったものでございます。

議案第49号、『専決第3号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)』は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,802万2,000円を追加し、補正後の予算額を18億1,971万7,000円としたものでございます。歳入の主なものでは、国庫支出金において、療養給付費や財政調整交付金の増額により3,280万5,000円を補正増とする一方、一般会計からの繰入金を医療費や助産費、健康診査費の確定減によりまして、約1,000万円減額しております。歳出では、健康診査費の確定により913万7,000円の減額を行い、歳入の増分などから国保基金に2,825万3,000円の積立金を補正計上したものでございます。

議案第50号、『専決第4号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第3号)』は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3,533万8,000円を減額し、補正後の予算額を16億2,960万6,000円としたものでございます。歳入の主なものでは、国庫支出金で2,841万4,000円、一般会計からの繰入金を695万6,000円それぞれ減額し、歳出では、保険給付費を2,319万6,000円、山木屋住民の介護利用にかかる自己負担軽減支援事業費の確定に伴い、特別減免対策費を1,071万8,000円、それぞれ減額としたものなどでございます。

議案第51号、『専決第5号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)』は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ218万1,000円を減額し、補正後の予算額を1億5,875万4,000円としたものでございます。歳入は、保険料や検診にかかる保健事業費の確定による減額で、歳出では広域連合への保険料や検診事業負担金の納付金や健康診査委託料を減額としたものなどでございます。

議案第52号、『専決第6号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計補正予算(第1号)』は、「貸付金償還収入」及び「貸付額」の確定により、既定の予算額から歳入歳出それぞれ6万7,000円を減額し、補正後の予算額を2,609万1,000円としたものでございます。

議案第53号、『川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例』は、条例第4条に規定する消防団員の年齢に関する規定を団長、副団長を除き、55歳から65歳に引き上げる改正を行うものでございます。

議案第54号、『川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一

部を改正する条例』は、本条例中に規定する福島復興再生特別措置法の一部が改正され、条番号が変更となったため、所要の改正を行うものでございます。

議案第55号、『川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例』は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正により、過疎地域などにおける課税免除の適用期限を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第56号、『川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例』は、地方税法の一部改正に伴うものに加え、平成25年度以降の国保税按分率を改正するため、所要の改正を行うものでございますが、国保税の按分率につきましては、これまでの4方式の賦課方式のうち、資産割率の縮小を行うものでございます。国民健康保険法の規定に基づく、国保運営の広域化等支援方針により、市町村国保の都道府県単位化に際しましては、県内保険料の統一が必要となります。そのため県では、国保税の算定方式について、「資産割」を縮小・廃止し、4方式から3方式へ移行する取り組みを推進しております。本町におきましては、平成25年度の国保税按分率のうち、資産割率を前年度の半分とする改正を行うものでございます。

次に、補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第57号、『平成25年度川俣町一般会計補正予算（第1号）』は、既定の予算額に、歳入歳出それぞれ4億2,387万1,000円を追加し、予算の総額を219億287万1,000円とするものでございます。本補正予算は、4月の人事異動による人件費の組み替えや除染対策経費、ブランド・イメージ回復事業に要する経費、倒壊家屋等解体工事費、山木屋地区の農地除染と一体的に実施する暗渠排水や用水路整備のための測量調査設計費など、緊急を要するものの補正でございます。歳入では、たばこ税におきまして都道府県分が減額となる一方、市町村分が増額となったことにより、町たばこ税を増額し、国庫支出金では公共事業にかかる町負担分の9割相当額が「地域の元気臨時交付金」として見込めるため、今回は5,948万4,000円を計上しております。なお、この交付額につきましては、水道事業会計へ繰り出すこととしております。更に、諸収入では、東電から農地除染に対する賠償金として4億3,428万9,000円を計上しております。歳出では、放射性物質吸収抑制資材、搬送委託費や町特産品展の企画運営委託費、町イメージキャラクター制作委託費の計上に加え、新庁舎建設にかかる設計業務、不動産鑑定業務、付属建物解体工事費などを増額するとともに、特定被災地域に発行が認められる「借換債」により、借入利率が4%を超える4事業につきまして、繰上償還を行うため、公債費を増額しております。これらの歳入歳出の増減により、当初予算において財政調整基金から2億9,384万円の繰り入れを行うこととしていたものを、本補正予算におきまして、全額繰り戻す措置とするとともに、基金へ1億3,673万7,000円の積立を行い、歳入歳出予算額の均衡を確保したところでございます。

議案第58号、『平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）』

は、事業勘定の既定の予算額から歳入歳出それぞれ52万5,000円を減額し、予算の総額を17億4,272万9,000円とするものでございます。補正の内容は、4月の人事異動に伴う人件費の組み替えの補正でございます。

議案第59号、『平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）』につきましても、補正の内容は、4月の人事異動に伴う人件費の組み替えの補正でございます。既定の予算額から歳入歳出それぞれ745万8,000円を減額し、予算の総額を17億5,689万6,000円とするものでございます。

議案第60号、『平成25年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）』は、資本的収入及び支出の補正で、収入では一般会計から繰り出された「地域の元気臨時交付金」5,948万4,000円を活用し、企業債を2,500万円減額し、支出におきましては、配水施設拡張費として町道小神・秋山線、町道小手・秋山線の配水管敷設工事費3,730万円の計上を行ったところでございます。

議案第61号、『川俣町情報公開審査会委員の任命について』は、川俣町情報公開条例の規定により、審査会委員5名の2年間の任期が、本年6月末日をもって満了となるため、5名の委員全員の再任について、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございますが、これら議案の詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願いを申し上げます。提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第4号「国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき、3件の消滅時効の適用を除外する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情」を総務文教常任委員会に付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る3月定例会で可決されました意見書3件につきましては、それぞれ内閣総理大臣はじめ関係大臣等に送付いたしました。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成25年3月27日、午前10時30分、伊達地方消防組合議会定例会が伊達地方消防組合に招集され、鳴原利光議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、報告1件、議案2件でありました。報告1件、議案2件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりです。これで報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議報告第2号「例月出納検査の結果について」、報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，報告第2号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，報告第3号「町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について」、当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点ほどお聞きしたいんですけども、今の報告の12ページですけども、川俣の事業所別内訳載ってますよね。

○議長（佐藤喜三郎君） あの道弘議員、報告は、基本的に質問を受けていないんですが。

○2番（高橋道弘君） いや分からないことは、質問したってよろしいんでしょう。報告に質問して悪いという規則はないんじゃないですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 報告は、質問を受けていなかったんです。

○2番（高橋道弘君） いやだって、外部団体のだってやっているじゃないですか。やって悪いとどこに書かれているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） ずっとやっていなかったの、あとなんか別の機会でも全協とかなんかで。

○2番（高橋道弘君） だったら、説明のときにちゃんと説明してくださいよ。私が聞きたいのは、事業外収益と書かれているけど、受取利息75万1,000円とか、

雑収益5万円と書かれているけど、これはどこから入ってくるものなのかお聞きしたいんですよ。

あと最後の14ページ、656万7,000円の川俣の事業所の正味財産があるわけですよ、これはどういうふうな処分に最終的になっていくのかお聞きしたいだけなんです。

- 議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘議員に申し上げますが、あと別の機会にこのことについては回答させますので、承認いただきたいと思います。
- 2番（高橋道弘君） あの議長ね、普通は例えばだったとすれば、全員協議会なりで、この前の全員協議会で報告するのが筋なんです。全然やってなくてポンと出されて、中身が分からなくて報告だからいいべという話にはならないじゃないですか。我々はチェックするために報告を受けているんだから。じゃ、ほかの議員さん分かるんですか皆さん、今、私聞いたことについて説明できる人いるんですかだれか。評議委員の方やってますけど、正副委員長さん。
- 議長（佐藤喜三郎君） 報告についての質問はずっとやっていなかったものですから、あの全員協議会かなんかで説明してもらいますので。
- 2番（高橋道弘君） だとすれば、ルールとして、全員協議会で必ず報告事項は報告してくださいよ。それでなかったら、聞く機会がないですよ我々は。分からないままだ報告して、はい、通りましたと言われたって困りますものね。だって、これ最終的には、それぞれの議会が責任を持っているわけですよ土地開発公社のことだって。そのために評議委員を出しているわけでしょう議会だって。だから、全員協議会で必ずやっていただけるのなら、そこで私は聞きます。
- 議長（佐藤喜三郎君） それでは、そのような説明の機会を設けることにしますので、よろしくお聞きしたいと思います。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第10、報告第4号「平成24年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）」について、当局の説明を求めます。

企画財政課長。

- 企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第11、議案第47号「専決処分の報告及びその承認について（専決第1号 川俣町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。当局の説明を求めます。町民税務課長。

- 町民税務課長（佐藤修一君） 議案第47号、専決処分の報告及びその承認について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、その承認を求めます。

記

専決第1号、川俣町税条例の一部を改正する条例

平成25年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

次のページをお開きください。

専決第1号、川俣町税条例の一部を改正する条例、改正分の読み上げは、省略させていただきます。

平成25年3月31日提出

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件、専決処分の報告及びその承認につきましては、町税条例の一部改正の専決処分について報告し、その承認を求めるものです。これは、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が、平成23年12月2日に公布され、本年1月1日より適用されたこと及び地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分の方法により、平成25年3月31日付けをもって同条例を改正し、4月1日から施行したものでございます。

改正の主な内容につきまして申し上げます。

第1点目は、行政手続き法の適用除外とされてきた地方税に関する法律に基づく不利益処分、または申請により求められた許認可等を拒否する処分について、行政手続き法の規定に基づき理由を示すこととされましたことに伴い、川俣町行政手続き条例第2章第8条、理由の提示及び第3章第14条、不利益処分の理由の提示の規定を適用除外から除くものでございます。次に、独立行政法人森林総合研究所の農用地総合整備事業等の利用に供する固定資産にかかる非課税措置の廃止に伴うもの。次に、町税にかかる延滞金及び還付加算金の利率ですが、国税の見直しに合わせて見直しを行い、平成26年1月1日より適用とすることとしたものでございます。具体的には延滞金の現行14.6%の部分は、短期貸出約定平均金利プラス1%、これを特例基準割合と言いますが、この特例基準割合に7.3%を足した額、現在の場合に当てはめると9.3%になります。また、納期後1か月以内の4.3%の部分は、特例基準割合プラス1%の割合で、同じく現在の場合に当てはめると3.0%と引き下げとなるものでございます。

次に、住宅ローン控除延長拡充するもので、平成26年から29年までの4年間の延長及び平成26年4月からは現行9万7,500円の控除限度額を13万6,500円に拡充するものでございます。

次に、寄附金にかかる個人町民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特別控除算定額に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率100分の21を乗じて得た率を加算することとしたもの。また、東日本大震災の被災者等にかかる住宅ローンを有する場合の特別控除制度の特例についても、適用期限を26年から29年までの4年間延長するものなどでございます。

以上、議案第47号、専決処分の報告及びその承認について、専決第1号 川俣町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時です。
(午前12時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12, 議案第48号「専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第48号 専決処分の報告及びその承認について（平成24年度川俣町一般会計補正予算（第10号）」について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13, 議案第49号「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第49号 専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14, 議案第50号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第50号 専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15, 議案第51号「専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第51号 専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16，議案第52号「専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） 議案第52号 専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第4号））について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで次を進める前に、資料を配付いたしますので、よろしくお願いします。（資料配付）

配付漏れはないでしょうか。（なし）

それでは、次に進めます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17，議案第53号「川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第53号 川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

川俣町消防団設置等に関する条例（昭和42年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「55年」を「65年」に改める。

第4条第2項中「ただし、分団長及び副分団長は60年、」を削除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消防団員の年齢に関する規定を上げるため、所要の改正を行うものでございます。ご説明申し上げます。

平成23年12月の消防団正副分団長会議において、団員数減少化への対策が提案され、今後の消防団運営のあり方について、検討を行っていくことといたしました。各分団長に持ち帰り、分団長単位での検討も行い、以降の分団長会議にて重ねて審議した結果、定年延長と併せて班の統合など、長期展望に立ったみなしを行っていくことが、平成25年4月5日の分団長会議にて決定されております。このことを受け、川俣町消防団設置等に関する条例第4条の消防団員にかかる規定のうち、第2項の年齢に関する規定を団長、副団長を除き、65歳に引き上げるものでございます。皆さんにお配りしてあります新旧対照表をご覧くださいと思います。

第4条の2、「消防団員は」から始まりまして、「55」を「65」に改めて、

「ただし、分団長及び副分団長は60年」を削除するものでございます。

以上で議案第53号の説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18、議案第54号「川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 議案第54号、川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例（平成24年川俣町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条」を「第64条」に、「第52条」を「第65条」に改める。
第2条中「第51条」を「第64条」に、「第52条」を「第65条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明いたします。本件につきましては、福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、本条例第1条及び第2条に規定をしております同法の該当部分の条番号が改正されておりますので、これに合わせて改正するものでございます。

以上、説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は、2時15分といたします。
(午後2時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
(午後2時15分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19、議案第55号「川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 議案第55号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

改正条例の朗読は、省略いたします。

平成25年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定め

る省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。本件町税特別措置条例の一部改正につきましては、第3条、過疎地域における課税免除規定及び第4条の2、企業立地促進法の集積区域内における課税免除の規定の一部を改正するものです。その内容について申し上げます。

第3条の規定は、過疎地域における課税免除措置の規定です。これは租税特別措置法の規定の適用を受け、かつ取得価格が合計2,700万円を超える、いわゆる特別償却設備につきまして、平成14年4月から本年3月31日までの期間に新設した場合、固定資産税の課税を免除する規定であります。ただいま申し上げました自治省令改正を受け、その新設期限を平成27年3月31日までとするもの及び省令の改正に合わせて、文言の整理をしたものでございます。第4条の2の規定は、企業立地促進法の集積区域内における課税免除の規定です。その適用期限につき、平成25年3月31日を平成26年3月31日まで延長するものであります。なお、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、4月1日に遡及して適用すること。また、省令の改正に併せて文言整理を行った第3条に規定する特別償却設備については、平成25年4月1日から適用し、それ以前のものについては、従前の例によるものとしたところでございます。

以上、議案第55号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20、議案第56号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 議案第56号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正条例の朗読は、省略いたします。

平成25年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴うもの及び平成25年度以降の国民健康保険税の按分率を改正するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことによるもの及び平成25年度以降の国民健康保険税の按分率を定めることが目的であります。

では、改正の主な内容についてご説明申し上げます。まず、地方税法の改正によるものでございますが、国民健康保険の被保険者であったものが、後期高齢者医療保険の被保険者となった場合の保険税額の応益割の軽減措置にかかる判定基準において、当該被保険者も含めて算定する特例措置について、5年間とされていた適用期限を撤廃し、恒久的な措置としたこと。また、国民健康保険の被保険者であった

ものが、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより、単身の国保世帯、これを特定世帯と言いますが、となった場合の世帯平等割を5年間、2分1軽減する制度に加え、6年目から8年目までの3年間は特定継続世帯として4分の1軽減することとしたもの及び行政手続き条例の適用除外とされていた不利益処分等の理由の提示について、適用除外から除くものなどがございます。

次に、按分率の改訂について、ご説明いたします。

国民健康保険税の細部につきましては、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3種類から構成されており、それぞれに平等割、均等割からなる応益割と資産割、所得割からなる応能割の按分率を定めることとされております。町では、応能割のうち資産割については、25年度以降縮減する方針としており、今年度については、24年度の2分の1の率として、それぞれ算出いたしました。資産割額を減額した分、所得割率を引き上げ、均等割額、平等割額については、24年度同額としております。このことにより、国保世帯における24年度と25年度の国保税負担額が大きく変わらないよう按分率を求めたところでございます。

それでは、条例の説明に移ります。第3条及び第4条は、医療分の按分率について、所得割7.10%、資産割8.70%と定めております。第5条の2は、医療分の特定継続世帯世帯平等割を1万2,375円と定めております。これは、通常の世界帯平等割額から4分の1減額した額でございます。第6条、第7条は、後期高齢者支援金分の按分率について、所得割6.10%、資産割7.50%と定めております。第7条の3は、支援金分の特定継続世帯世帯平等割額を8,250円と定めております。第8条、第9条は、介護納付分の按分率について、所得割2.95%、資産割3.26%と定めております。第23条については、7割、5割、2割の軽減額について定めておりますが、医療分、支援金分における今回、新設された特定継続世帯の場合の世界帯平等割軽減額を追加したものでございます。

先ほどお配りしたこの1枚ペラの資料の国民健康保険税の減額関係第23条という表をご覧ください。まず、医療分については、通常の世界帯平等割額から4分の1軽減した5条の2に定めた世界帯平等割額、この表の一番下の平等割（特定継続世帯）という欄をご覧ください。平等割、軽減前が1万2,375円となっておりますが、この額から7割、5割、2割となる軽減額を縦にご覧いただきますと、8,663円、6,188円、2,475円と定めております。次に、支援金分でございますが、その右隣ご覧ください。通常の世界帯平等割額から4分の1軽減した第7条の3に定めた世界帯平等割額8,250円から7割、5割、2割となる軽減額をそれぞれ下の欄でございますが、5,775円、4,125円、1,650円と定めたところでございます。以上が按分率の改正内容となります。今回の按分率については、平成24年度と同程度の税負担になるよう、平成24年度分の按分率を使い、税収入を計算し、その後に資産税割を2分の1したときの所得割率を求めるということで算定しております。その結果、平成24年度と比較いたしますと、資産割については2分の1の率、医療分8.7%減、支援金分7.5%減、介護分3.26%減、合計1

9.46%の減。所得割については、医療分0.3%増、支援金分0.4%増、介護分0.1%増、合計0.8%増として提案したものでございます。予算額と国保税収入見込額を比較いたしますと、9,400万円ほどの不足が生じますが、この不足分に24年度からの繰越金を税負担軽減策として措置することとして提案したものでございます。

以上、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第21，議案第57号「平成25年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第57号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第1号）について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22，議案第58号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第58号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第23，議案第59号「平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第59号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24，議案第60号「平成25年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第60号 平成25年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第25，議案第61号「川俣町情報公開審査会委員の任命について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第61号、川俣町情報公開審査会委員の任命について川俣町情報公開審査会委員に下記の者を任命したいので、同意を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
安齋康男 <small>あんざいやすお</small>	川俣町字中丁28番地	昭和23年 1月22日
佐藤ノブ子 <small>さとうのぶこ</small>	川俣町大字鶴沢字宮脇6番地	昭和12年 2月 5日
佐藤好弘 <small>さとうよしひろ</small>	川俣町字西戸ノ内3番地	昭和 7年 9月28日
佐藤喜一 <small>さとうきいち</small>	福島市腰浜町19番33号	昭和23年 1月 5日
氏 名	住 所	生 年 月 日
中井勝巳 <small>なかいかつみ</small>	福島市蓬莱町8丁目4番4号	昭和26年12月11日

平成25年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

川俣町情報公開条例第22条第4項の規定により、同意を求める。

説明を申し上げます。

同意をお願いいたします内容について申し上げます。川俣町情報公開条例第22条第4項の規定により同意を求めるものでございます。任期は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの2年間でございます。委員5名の再任をお願いをするものでございます。

安齋康男様は、保護司として現在、活躍をされております。また、佐藤ノブ子様は、町行政相談員として活躍をされております。佐藤好弘様は、元主任児童員及び保護司を務めていただいております。佐藤喜一様は、福島市で弁護士として活躍をされております。中井勝巳様は、福島大学行政政策学類教授として、行政法を担当しておられます。以上、5名の方々について任命を申し上げたく、ご同意をいただきますので、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は、終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただきます。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長さんをお願いをいたします。

明日8日は土曜日、9日は日曜日、10日、月曜日は、議案調査のため、休会といたします。11日、火曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後3時00分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 高橋道也

同 署名議員 菅野清一